

白石・福富・有明3町合併協議会 協議事項調整内容

(第4回協議会[平成15年12月25日])提出
(第4回協議会[平成15年12月25日])確認

協定項目	公営住宅の取扱い
調整の内容	1. 住宅建設関係事業については、新町総合計画に基づき計画的に実施し、継続事業については、新町においても引き続き実施する。 2. 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、随時調整を図る。

協定項目	公営住宅の取扱い	関係項目	住宅使用料
------	----------	------	-------

1. 白石町、福富町、有明町の住宅使用料

平成15年4月1日現在

白 石 町					福 富 町					有 明 町				
住 宅 名 (戸数)	建設年度	構 造	家 賃 (円)		住 宅 名 (戸数)	建設年度	構 造	家 賃 (円)		住 宅 名 (戸数)	建設年度	構 造	家 賃 (円)	
			最 低	最 高				最 低	最 高				最 低	最 高
馬洗 8	昭和35	木造	1,900	9,000	栄町 10	昭和43	木造1	4,600	9,700	廻里津 18	昭和53	中耐	12,300	48,400
船津 10	昭和35	木造	2,300	8,900	寿町 8	昭和47	簡耐1	6,800	14,000	廻里津 12	昭和54	中耐	13,000	48,400
廿治 20	昭和36	木造	2,800	9,000	上区 12	昭和50	簡耐1	8,700	24,100					
中郷 8	昭和45	木造	5,700	14,100	住ノ江第2 13	昭和55	簡耐2	16,300	36,500					
六角 15	昭和52	簡 2	14,800	35,800	住ノ江第2 16	昭和56	簡耐2	17,000	36,000					
六角橋 8	昭和54	簡 2	16,100	34,600	住ノ江第2 15	昭和57	簡耐2	17,300	36,000					
六角橋 13	昭和55	簡 2	16,300	32,300	住ノ江第3 15	昭和61	簡耐2	18,300	45,100					
上廿治 12	昭和58	中耐	17,000	50,600										
上廿治 12	昭和59	中耐	17,200	50,700										

調整内容

備 考

- 一般公営住宅(公営住宅法による家賃)
 - *家賃の算定方式(公営住宅管理標準条例に基づく家賃)
 - ・本来入居者の家賃 = 家賃算定基礎額 × 市町村立地係数 × 規模係数 × 経過年数係数 × 利便性係数
 - ・家賃算定基礎額 : 国土交通大臣が収入分位毎に定めた額
 - ・市町村立地係数 : 国土交通大臣が市町村毎に定めた数値
 - ・定数規模係数 : 公営住宅の床面積を70㎡で除いた数値
 - ・経過年数係数 : 民間住宅の家賃の変動を勘案して建設年度からの経過年数係数
 - ・利便性係数 : 事業主体が当該公営住宅の存する区域外及び周辺地域の状況により0.7~1.0で設定するもの

区分	政令月収(円)		家賃算定基礎額
	下限値	上限値	
1	0	123,000	37,100
2	123,001	153,000	45,000
3	153,001	178,000	53,200
4	178,001	200,000	61,400
5	200,001	238,000	70,900
6	238,001	268,000	81,400
7	268,001	322,000	94,100
8	322,001		107,700

合併協定項目に関する修正にかかる新旧対照表

協定項目	修正前	修正後
38. 公営住宅	(2) 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、 <u>随時調整を図る。</u>	(2) 住宅使用料については、当分の間現行のとおりとし、 <u>随時調整する。</u>